

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県債管理基金条例		
条 例 番 号	昭和 54 年神奈川県条例第 33 号	法 規 集	第 3 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	県債の償還及び県債の適正な管理を行うために必要な資金を積み立てるための神奈川県債管理基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔 現在でも 必要な条 例か。〕	神奈川県債管理基金は、県債の償還及び県債の適正な管理に資するために設けられたもので、現在でも設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、神奈川県債管理基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	神奈川県債管理基金は、県債の償還及び県債の適正な管理に活用されており、県財政の健全性の確保に有効に機能している。	20 年度取崩実績 63,586,878 千円
	効率性  〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	神奈川県債管理基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有等の方法で運用されており、その事務執行・運用は、効率的に行われている。	20 年度末残高 340,043,573 千円 20 年度運用実績 2,691,072 千円
	基本方針適合性  〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	財政基盤の強化と経費の節減を掲げる「行政改革の基本方針」に適合するものである。	
	適法性  〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。〕	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>